

令和３年第５回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和３年８月２６日（木曜日） 午前９時３０分開会

- 第１ 会議録署名議員の指名（２名）
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議案第４１号 専決処分の承認を求めることについて
- 第４ 議案第４２号 専決処分の承認を求めることについて
- 第５ 議案第４０号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）について
- 第６ 報告第 ８号 専決処分の報告について

○出席議員（１０名）

1 番 余 湖 龍 三 君	2 番 西 森 信 夫 君
3 番 山 田 日出夫 君	4 番 仁 木 義 人 君
5 番 西 山 由美子 君	6 番 須 河 徹 君
7 番 泉 愉 美 君	8 番 谷 口 武 彦 君
9 番 工 藤 弘 喜 君	10 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和3年第5回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和3年第5回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は3件、報告は1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和3年第5回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、本臨時会においても、マスク着用、手指の消毒など、感染予防のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、細川農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が3件、報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、2番、西森信夫君、3番、山田日出夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてもクールビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からのご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本臨時町議会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第5回臨時町議会を招集申し上げましたところ全員の方のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス対策につきましては、国は北海道に対して適用していた蔓延防止重点措置を9月12日まで延長する決定をいたしました。さらに昨日、北海道においては、3回目になりますけれども、緊急事態宣言が決まり、今日の午前中に北海道の関係会議が開かれて午後には今後の第3次の緊急事態宣言の具体的な内容が示される運びとなっております。特定措置区域は札幌市ほか9市町村が決められておりますけれども、私どもの町は一般措置区域に入りますが、今夕にコロナ対策会議の本部会議を開催してあらためて町民の皆さまに第3次緊急事態宣言に関わるご協力をお願いする運びとなっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

今回の感染拡大期間においては、オホーツク管内においても感染者数の増加が続いたことから、定住自立圏を構成する1市4町の市町の連名で拡大防止の共同メッセージを発し

住民の皆さまへ自らを守る行動をとっていただくようお願いをしたところでございます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、本町では5月16日から75歳以上の高齢者を優先に接種を開始し、5月下旬からは65歳から74歳までの方、6月中旬には60歳から64歳および基礎疾患を持っている方、それ以外の方と対象者を順次拡大しながら接種を実施してきました。これまでに対象者の8割を超える3,332名の方が予約をされ、65歳以上の高齢者で1回以上接種された方は90.4%に達し、対象者全体で3,508名、79.9%の方が接種をしているところでございます。ワクチン接種につきましては、ここまで順調に進んでいることを踏まえ、国から供給されているワクチンの有効期間、あるいは7月下旬以降の予約状況等から勘案しますと、ワクチン接種を希望される方はほぼ予約されているものと判断しております。公民館での集団接種を9月27日の月曜日で終了することにいたしました。64歳以下でまだ予約をされていない496名の方には勧奨はがきによって、公民館での集団接種を希望される場合は9月3日までに予約を終えるようお願いしているところでございます。なお、10月以降のワクチン接種につきましては、北見市での集団接種、訓子府クリニックおよび北見市内の医療機関での個別接種ができるように、今、北見市、北見医師会と調整をしていますので、決定次第、皆さまにお知らせをするところでございます。

それでは、本臨時議会に提案しております議案の概要を申し述べましてご理解をいただきたいと思います。

まず、一般会計の補正予算案についてです。新型コロナウイルス感染症によって、日常生活に影響を受けている方への支援と町内経済の活性化を図るためのプレミアム付商品券の発行に関連する予算などを提案させていただくこととし、歳入歳出それぞれ1,956万円を追加提案をさせていただいております。

次に、専決処分の承認について、7月21日と8月2日に地方自治法179条第1項の規定による一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

次に、報告として、1件の金額が50万円以下の損害賠償の額及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定によって専決処分を行いましたので、これも報告させていただくものでございます。

以上、議案3件、報告1件の提案をさせていただきますけれども、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第41号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第3、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書6ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の6ページをお開きください。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専

決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分については、部活動等派遣費補助金で訓子府中学校の生徒2名が水泳の中体連全道大会に出場したことと、同じく訓子府中学校の野球部が中体連全道大会に出場したことから、大会派遣にかかる補助金に不足が生じたため補正予算を専決処分したものでございます。

それでは、7ページの専決処分書により、専決処分を行った令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,176万2千円とするものでございます。

第2項は、この補正による款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、9ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、9ページの下の方の10款、3項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、部活動等派遣費補助金で訓子府中学校の生徒2名が帯広市内で7月23日から開催された水泳の中体連全道大会に出場したことと、同じく訓子府中学校の野球部が旭川市内で7月31日から開催された中体連全道大会に出場したことから、大会派遣にかかる補助金に不足が生じたため、負担金、補助及び交付金71万1千円を追加したものであります。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金は、今回の補正の財源調整をするもので歳出同額の71万1千円を追加しているものです。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第42号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第4、議案第42号 専決処分の承認を求めることに

ついてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 10 ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の 10 ページをお開きください。

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

今回の予算の専決処分については、7 月 19 日に発生した大雨により常盤に所在する町有林から道道に土砂が流出し、通行する一般車両の往来に支障が生じたことから、今後の大雨時に再び同様の事象が生じないよう早急に対策を講じる必要があったことから補正予算の専決処分をしたものでございます。

それでは、11 ページの専決処分書により、専決処分を行った令和 3 年度訓子府町一般会計補正予算（第 6 号）の内容を説明いたします。

まず、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 9,203 万 3 千円とするものです。

第 2 項は、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第 1 表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、13 ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、13 ページ、下の表の歳出 2 款、1 項、4 目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業で、道道 143 号北見白糠線と接する常盤に所在する訓子府町有林内に設置した出入口の横断管が大雨による林内の沢からの流水に対する処理能力が足りなくなっていることから修繕するため、新たな横断管、切り込み砕石土など、原材料費 27 万 1 千円を追加したものです。

次に、上の表の歳入になります。

19 款、1 項、1 目、繰越金は、今回の補正の財源調整をするもので歳出同額の 27 万 1 千円を追加しているものです。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 42 号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第４０号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第５、議案第４０号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の１ページをお開きください。

議案第４０号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）の説明を申し上げます。

まず、第１条では、歳入歳出それぞれ１，９５６万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ５２億１，１５９万３千円とするものでございます。

第２項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、この後３ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、歳出を中心に行い、最後に歳入の説明をいたしたいと思います。

まず、歳出の４ページでございます。

３款、１項、１目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業では、新型コロナウイルス感染症拡大により７５歳以上の高齢者等が日常生活に影響を受けていることから経済的支援を目的に、新型コロナウイルス感染予防対策訓子府商品券事業を実施するもので、対象者に１冊３千円分を４冊として、ひとり１万２千円分の商品券を配布するものでございます。

なお、使用期間は１０月１日から１２月３１日までといたします。

対象者ですが、令和３年度の町民税が非課税で、令和４年３月３１日までに満７５歳以上になる方または障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方です。

対象者の人数ですが、７５歳以上の方が８１０人、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が１４２人で合計９５２人となっております。

まず、役務費の通信運搬費では、商品券の郵送料として４３万８千円の追加。

委託料では、訓子府町商工会に商品券取扱業務を委託するもので、商品券換金代１，１４２万４千円、商品券印刷代９１万円、事務費２４万７千円の合計１，２５８万１千円の計上。

その下の表の７款、１項、２目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い町民生活の安定および町内経済の活性化を図るためプレミアム付商品券発行支援事業補助金を実施するもので、町民に対して５０％のプレミアム付商品券の発行、販売をいたします。

事業内容につきましては、販売期間を１０月１日から１０月下旬とし、使用期間は１０月１日から１２月３１日まで、販売額は１冊につき２千円とし、５００円券を６枚一組とした１冊３千円分の商品券を発行します。

発行上限は一人５冊までとして、発行総額は町民４，７６９人分の７，１５３万５千円です。

まず、需用費では、商品券の購入引換券改ざん防止用紙と郵送用の窓あき封筒などの消耗品費として１９万６千円の計上。

役務費の通信運搬費では、購入引換券の郵送料として１８万円の計上。

手数料では、新聞等での事業制度周知用の広告折込手数料として９千円の追加で、合わせて１８万９千円の追加。

負担金、補助及び交付金では、令和３年４月１５日から５月末まで実施いたしました事業継続応援補助金で申請件数が当初見込みより少なかったことから、予算額２，９５０万円に対して実績が８６０万円となり執行残の２，０９０万円の減。

その下のプレミアム付商品券発行事業補助金では、事業主体である訓子府町商工会に対する補助として、商品券プレミアム分、販売額５０％の２，３８４万５千円、事務手数料は発行総額の２％の１４３万１千円と商品券印刷代１７２万８千円の合計２，７００万４千円の計上。合わせて６１０万４千円の追加となっております。

次に、５ページの１０款、３項、２目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、訓子府中学校の修学旅行の宿泊地変更により生じたキャンセル料を補助することで保護者の経済的負担を軽減するため、特別活動感染症対策補助金５万２千円を計上。

次に、３ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の１４款、２項、１目、総務費国庫補助金では、町独自の新型コロナウイルス対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１，７１７万６千円の追加となっております。

その下の表の１５款、２項、６目、商工費道補助金では、プレミアム付商品券発行事業補助金のプレミアム分に対する一部を北海道が負担する事業補助で販売総額の４，７６９万円に対しまして、上限率１０％のところ５％を見込み２３８万４千円の計上となっております。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

１０番、河端芳恵君。

○１０番（河端芳恵君） １０番、河端です。４ページの商工業対策一般事業費、プレミアム商品券発行事業と、それとその上段ですね、社会福祉一般事業の商品券の業務についてお伺いいたします。

前は、プレミアム率が３３％、今回５０％になりましたよね、その経過。

それと身障者、療育手帳、ここに精神障害者手帳、それぞれ持っている方にも給付型商品券を送付するということですが、この中に生保はどうなっておりますか。

以上、お願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 4 ページ、7 款、1 項、2 目、商工業振興費の 1 8 節、負担金、補助及び交付金のプレミアム付商品券発行事業補助金 2, 7 0 0 万 4 千円のプレミアム率、前回の 3 3 % から 5 0 % に引き上げた経過ということでのご質問だったと思います。

プレミアム率については、まず商品券を買いやすいように、さらに前回 3 千円で発行してはしたけども、さらに買いやすいようにということでの 2 千円を一つの単位として 2 千円に 3 千円、千円分のプレミアムを付けてということでの提案でございます。

依然として、コロナが収束せず非常に経済的にも落ち着いている部分も中にはございますけども、まだまだ影響を受けている事業者も多いということでプレミアム率を上げて経済の活性化を図ろうということでのプレミアム率の引き上げ。

あと町民の生活にとっても影響を受けている、まだまだ影響を受けておりますので、少しでも多く使っていただけるということでのプレミアム率の引き上げでございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 3 款、1 項、1 目の社会福祉総務費の社会福祉一般事業の今回の商品券の配布事業で生保の方についてはどうかというご質問でございました。

生保の方にも当然今回の商品券を給付する予定でおります。一応ですね、この中には内訳の方は先ほど説明されなかったですけども、7 5 歳以上の高齢者が一応 8 1 0 人ほど想定してございます。その中で一応生保の対象者が 2 8 名ほど総体でいらっしゃいます。その中に含まれてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8 番、谷口武彦君。

○8 番（谷口武彦君） 8 番、谷口です。何点かちょっと質問させていただきます。

3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費の中の委託料ということで今回の商品券取扱業務ありますが、まず、7 5 歳以上にした経緯。

それから、1 冊 3 千円を 4 冊、1 万 2 千円を配るという話でしたけど、その 1 万 2 千円にした経緯を教えてくださいたいと思います。

それからですね、次の商工費の方に関わるんですが、プレミアム商品券発行と商品券取扱業務と先ほどの部分の商品券は別々の商品券を作るのか。そのまま同じ商品券として発行するのか。何か違う形をとるのか。プレミアム商品券を高齢者の方に配るのか。そちらが決まっていれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 3 款、1 項、1 目の今回の社会福祉一般事業の商品券配布事業の関係で 7 5 歳以上とした経緯、理由でございますね、のご質問と、あと 1 万 2 千円の経緯、あとプレミアム商品券と今回の商品券、どういうふうな違いというご質問だったと思います。

まず、7 5 歳以上にした経緯でございますけども、今回、社会的弱者という方を対象に、そういう人たちの支援、手厚い支援をするという考えからですね、6 5 歳以上の人、通常で言えば高齢者というのは 6 5 歳以上から言われるのかなと思うんですけども、6 5 歳以上の人につきましては、年金収入のほかに、まだ現役で働いて年金収入以外の収入をも

らっている人も多々いるというふうに考えてございます。しかしながら75歳以上につきましては、年金収入のみで毎月生活をしているという人が大半であろうということから、今回は高齢者の中でも特に収入の少ない人、75歳ということで、75歳以上の方を対象に支援するということにしたものでございます。

次に、この商品券の1万2千円の経緯でございますけども、こちらにつきましては、今年の春に子育て世帯支援給付金ですか、お子さんお一人につき1万円という部分を支給させていただいてございますけども、基本的にその1万円の金額を目安に考えてございます。基本的に10月から12月の間使える商品券ということで1か月1冊3千円という考えで、そして12月につきましては、年末で物入りという、年末年始を迎えるということで物入りということも考えまして、お一人4冊1万2千円という金額にさせていただいてございます。

それで最後、プレミアム商品券との違いでございますけども、色も一応構成も変えるような方向で考えてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。2点、この説明のあった項目について、2点質問したいと思います。

一つは、先ほどの説明の中でも商工業、いわゆるプレミアム付商品券、ならびに給付型商品券ともに使用期間の関係なんですけど、利用期間といいますか、これが10月1日から12月31日ということになっておりますが、という予定でありますけど、この延長なんていうことも考えられるのかどうか。特にこのコロナの問題含めて、これからどういう推移をするのかちょっと本町の場合もわからないこともありますけれども、事情によっては、やはりその期間に使いきれないとか、そういうことも考えられないかということを考えまして、予想しまして、使用期間の延長の有無についてもちょっと検討されているのかどうかお伺いします。

もう一つですが、もう一つの質問は、プレミアム付商品券の関係なんですけど、前回の時もそうだったんですけど、特に売れ残りの再度販売の問題です。この取り扱いについて、前回も売れ残ってしまったということもあって、その後、販売の対象者として、町外の人もOKという決めで進めた経過があったと思うんですけど、今回については、どのような考えをお持ちなのか。この辺というのは、やっぱり非常にこう微妙な部分もあるんじゃないかと思います。だからもし仮に売れ残った時の再販の考え方というのも一定程度町民の理解が得られるような、そういうご努力もお願いをできないか、いわゆる考え方も含めて示していただければいいのかなと思うんですけど、この辺についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、両方、社会福祉費の商品券の配布と商工費のプレミアム付商品券の販売の方の利用期限ということだったと思うんですけども、コロナの状況によって、使えないという、使わしてはいけないとかという状況になれば延長は考えますけども、額的にもですね、配布の方は1万2千円で、プレミアムの方が1人3千円の5セットまでなんで1万5千円ということで、年末までいくと使い切れるんでな

いかということで考えてますので、使い切れなくて延長するとかということでは考えては
ございません。

2点目のプレミアム商品券の売れ残りの再販売ということでご質問ですけども、再販売
は前回の商品券のように考えております。今回については、前回の商品券が町外の方にも
販売したんですけども、1週間ぐらいですぐなくなってしまった経過もございますので、
できる限り町民にということで、町民に、町外の方は今回は対象とせず、町民を対象に販
売していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。説明と今までの答弁のやり取りを聞いて、ち
ょっと関連だとか漏れている部分に絞ってお聞きをしたいと思います。

まず、科目少ないですから、科目言いませんけども、社会福祉総務費の方でございま
すが、配布の対象はよくわかりましたけども、原点に返ってこの事業の目的をもう1回再確
認をさせていただきたいと思います。何か漏れているような、何かちょっと気もちょっと
するものですから、確認をさせていただきます。

それと商工業振興費の方ですけども、関連もありましたけども、期間ですけども、今、
課長の説明では、年内で消費できるんでないかということで、この期間を決めたというこ
とで一定の理解しますけども、使い方はですね、使う側の都合によるものだと思うんです。
そして年末、そして年始というですね、消費の盛んな期間が接近してますんで、せめてお
正月中、1月中は認めるべきでないかと私は思います。振興だと言っているんですから、
使い勝手のいいような内容にすべきでないかということが一つ。

それと今回は町内の方に限定したということも、町税使いますから一定の理解をしま
すけども、商工業振興ですから町の消費を増やすという点では何も前回しといて今回限定す
る必要はないんでないかと。目的がはっきり科目してますからね、そう思いました。この
点。

それと関連して、そしたら町外の人に贈与等、等にはいろいろありますけども、贈与等
はチェックできないからしょうないのかなということになろうかと思いますけども、そう
いう話もなってきますんで、この点を確認をさせていただきたいと思います。

一応以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、福祉一般事業の商品券配布事業の目的というご質
問でございました。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症によりまして、
日常生活において影響を受けた対象者へ経済的・生活的支援をする目的に今回商品券を対象
者に配布するという目的でございます。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 2点目の両方の商品券の利用期限というこ
とで、年末までということで提案させていただいてますけども、年始もということでござ
いますけども、商工業者にとっては、できるだけ早く使った方がお店には経済が回るとい
うこともありますので、それから12月といたら結構こう一般的って何が一般的かとい
うところもあるんですけども、物入りで結構使うことがございますので、それと額的にも使

い切れない額じゃないんでないかという判断で年末までとしております。

それから３点目のプレミアム商品券の町内者のみで販売で町外の方もということですが、前回、先ほどお話をさせていただいたとおり１週間ちょっとでなくなった。販売がなくなってます。今回についても、ちょっと商品券の配布があるんで多少売れ行き落ちるかなとは思いますが、町内の購買だけで十分売り切れると考えております。もちろん商工業の振興が目的ですので、町外の方もということでのお話もあったんですけど、町内の方で十分売り切れるということでの町内限定とさせていただいております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

谷口武彦君。

○８番（谷口武彦君） ８番、谷口です。先ほどのところでちょっと何点かまた質問させていただきたいと思います。商品券を２通り作るという今お話があって、配布の方と販売の方とプレミアム商品券、別々のものという、色も変えるというお考えを聞きましたが、一緒に発行する時期も一緒のものを出す場合、ちょっと無駄な経費が二重でかかってしまうのではないのかなと、見積り等はちょっとわからないですけども、その予算も入っているのかなとは思いますが、あとですね、配布された場合、色が違う、物が違うとなると使う方も、ああこの人あれだよ、配布したやつだよとか、ちょっとわかってしまうところもあるのかなと。あと扱うお店にとっても２種類が回ってくると、やっぱりちょっと混乱するお店も出てくるのかなと思うので、その辺も含めてどのように協議されたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今回の商品券の部分とプレミアムの商品券の券の考えというか、どういう分け方をしているのかという部分のご質問でございましたけども、一応、商品券につきましては、ちょっと商工会の方とも協議させていただきまして、すべてお店屋さんで使われたら商工会の方に券が戻ります。それで一応、プレミアムの方も利用実績とかを確認しないといけない。当然うちの方も商品券がどれくらい使われたかという確認をしないといけないという部分もありまして、商工会の方でも同じものであると、どれがどれだか、番号とかで管理をしていけばわかるかもしれないですけども、それじゃ手間がかかるということで今回最低限色は変えて、構成自体は、券の構成自体は、ほぼ同じということになるべく印刷するにも費用がかかりますんで、原版が変わりますと金額も変わってきますんで、極力費用を抑えるという部分で色違いということで考えてございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

１０番、河端芳恵君。

○１０番（河端芳恵君） １０番、河端です。今のことなんですが、私もあえて商品券を２種類にする必要がないんでないかなって疑問に感じてました。それはやはり使う場合ですね、これは低所得者向けの商品券という、色分けがあるということがどうなのかな。それはこれから利用されたことの集計でどちらが利用あったとかってということあるかもしれませんが、商品券の連番だとか、そういうことで管理できないでしょうか。違った２色の商品券を発行するってことには、ちょっと疑問を感じますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 河端議員がおっしゃったように、そういう色違いで、私

は障がい者とかっていう部分を区分けされるのが嫌だという考えの方もいらっしゃると思いますけども、先ほど谷口議員の答弁に答えましたように、今回のプレミアムと商品券の配布につきましては、先ほど申したような意味として対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただけないかと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。今の話ですけども、まったく色分けをすることに対しては反対したいなと思います。やはり本当に、言い方悪いかもしれませんが、タダでもらった券とお金を出して買った券と、もちろん掌握したいのはわかりますけども、やはり使う方の身になると、やはりそれは非常に抵抗あることじゃないかと思います。

また、実績とかそういうのを調べたいという意見もありましたけども、これはもらったお金ですから、皆さん使いますよ。それは最後には100%の使用率になるということだと思いますんで、やはり色分けについては、再度考えてほしいなと思います。

以上。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 福祉保健課長から説明させていただいてるんですけど、商工会の方に戻った時に、福祉サイドの配布の方は全額、商工会に換金します。私のところのプレミアム商品券については、商品券を買って、プレミアム分だけを商工会に補助することになりますので、そこら辺が商工会で非常にこれがどっちの商品券だとかという苦慮する、そこはございます。ただ、谷口議員先ほどお話されたとおり印刷の経費とか、その辺の全然別のものに作るとまた経費も上がるとかということも考えて、せめて色分けということですけども、戻ってきた時の商工会での事務作業がものすごい膨大になるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4番、仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。今の商品券の件なんですけども、先ほどちょっと説明あったかどうかなんですけども、ナンバリングはするんでしょうか、しないんでしょうか。確かに大変という部分はもちろん大変なんでしょうけど、色分けだったら楽というのもあるんでしょうけど、もしナンバリングするんであれば桁数ですとか、頭の数字を変えるとか、ナンバリングすること自体が余計な経費がかかるという部分であれば、もちろんその部分も考慮しなきゃいけない部分あるのかなというところを考えます。

あともう1点、この社会福祉の方の給付型の商品券を配布された方も商品券を購入することはもちろん全町民だからできる訳だと思うんですけども、そうなった場合、2色の商品券があって合わさって使ってという部分になってしまえば、なおさらよく難しいというか、使う方も何か使いづらいのかなという部分も考慮されるんですけども、その部分はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今ナンバリングのお話ありましたが、偽造防止というか、同じ番号使われたりとかということで、偽造されて使われたりとかということもございますので、そういう観点ではナンバリングはしようと思ってます。それに変えられるんじゃないかということでのお話ですけども、結局ナンバリングでやってい

くと、これまた番号でやっていくのがまた非常に大変になってくる。非常に色分けしたらということでは使う側では、私的にも思うんですけども、別な事業という、たまたまこう同じ時期にこう発行される商品券だということであれば、それが必ずしも一緒じゃなきゃ駄目だということではないと考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 何点か再質問したいと思いますけども、緊急事態宣言が発出、繰り返されるような情勢になっておりまして、今後の社会や経済の状況がちょっと見渡せないような状況になっていると思います。そういう中で苦しんでいる町民を助けようという両方の事業だと思っておりますけども、その場合、やっぱり、使用期間ですね、何度考えても、緊急事態宣言になるとですね、飲食店なんかのいろんな規制受けますよね。そうすると使いにくくなっていく訳ですよね。そうするとやはり使い勝手のいいことを考えるべきだと思うし、年内に資金を回収したいという話もありましたけど、それももっともですけども、年末年始という1年間の中で特殊な時期ですから、やはり正月ぐらいは含めても回収関係の支障は出ないんじゃないかと思えますんで、やはり再考をお願いしたいなと思います。

それと今、盛んに議論になっている券の作り方ですけども、これまたいろいろ世の中が非常に気を付けようという状況になっている中で、色でわかりやすいからって分けるのはちょっと逆だと思います。今、仁木議員が言われたように番号で管理することはできると思うんですよ。左の一桁目を別な9なら9という目立つ数字、8なら8という目立つ数字にして、0を何桁か挟めばですね、一目、私は分ける時に何でもないと思いますよ。たまたま2種類の事業がやられているからではなくて、2種類の事業が重なったからなおこそですね、どうですか、主催側は気を付けていかなきゃならないんでしょうか。皆さんそれをすごく心配していると思えますんで。何かこのままだったらちょっと採決取りづらいですよ、はっきり言って。脅かす訳じゃないですけど。簡単じゃないですか、数字、例えば仁木さんが提案したことというのは。そんなに苦労しないで、みんながニコニコできることってあると思うんですよ。ぜひ、ご検討というか、答弁をお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変、建設的で貴重なご意見をいただいていると思います。この時期を逸してはならないというふうに私は指示をさせていただきましたし、この状況がもっと悪くなったら、年度初めというよりももう年明け早々にまた次の手を打たなきゃならないということも考えていくと、できるだけ早く。そして効果が出るような方法にしてほしいということで、商工会の事務局と説明をしながら、区分けしながら検討してきたという経緯がございますけども、少なくとも今、商工会関係者の議員3名が色分けの問題等については、ちょっといかがなものかということも出ていますんで、これらについては再考させていただくというよりも、もう1回検討させていただくと。

それから、山田議員がおっしゃっているように、期限を1月まで延ばすのはどうなのかということも含めてですね、もう1回、至急検討してですね、これらの意見を参考にしながら、できるだけ早く、10月1日からやれるようにですね、準備を進めていきたいと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 事業内容すごくいい事業だし、タイムリーだし、町民が待っている事業だと思います。また商工会サイドの業者の皆さんも待っているいい事業だと思いますので、町長の今いただいた答弁も含めて私は積極的に賛成したいと思います。

○議長（須河 徹君） ほかに討論ありませんか。

工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 賛成討論ですね。賛成する立場で討論ということに参加することになりますが、今、山田議員からも、その前段でる質問の中でも出ていましたけれども、答弁に関わりまして、賛成する立場からでありますけれども、いわゆるそれを取り扱う側の大変さというのが、相当強調された中でこの制度が発効してるような感じも受けました。ただやっぱり基本は、そこを利用する使用する人たちのやっぱり思いにどう応えていくか、こういう時こそ商工会も含めて、汗かくと、大変だけれども頑張ろうということがあってはじめて商工振興策に、今後の振興策に結び付いていくような、いわゆる町民と一体となって飲食業も商店街も盛り上げていこうと、協力していこうという姿勢につながっていくのではないかなというふうに思いますので、そういう先ほど町長の答弁にもありましたけれども、そこら辺も見直すということもありましたんで、ぜひそういう観点に立った、いわゆる施策というふうに捉えるべきではないかなというふうに思いまして、それを希望いたしますので賛成討論いたします。

○議長（須河 徹君） 次に、反対討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 賛成討論なしと認めます。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。反対討論しようかなと思ったんですけど、反対というと、これはまずいなと思って。ただ、すいません、賛成をもとにした討論ですけども、先ほど町長の返答に対して、検討するという方向性を必ずしていただきたい。それじゃないと検討というのは、元に戻ることもあるのは今までの流れですので、やはり福祉保健課長、まちづくり推進室長の意向は今、違ってますので、今言ったことと。ぜひとも町長の前向きな英断をお願いするということで賛成させていただきます。

○議長（須河 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第8号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第6、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

議案書14ページです。提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案書14ページ、報告第8号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

記としまして、次のページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について、50万円以下の軽易なものにつき、専決処分を行ったものであります。

1の事故発生日時につきましては、令和3年4月28日、水曜日の午前10時55分頃であります。

2の事故発生場所につきましては、訓子府町若富町126番地地先、町道若富北3条線であります。

3の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

4の事故の概要につきましては、上記の日時、場所において、ごみの収集作業中の町所有塵芥車が、町道若富北3条線と、町道若富線の交差点内にて、車両左前方部が相手方車両、右後方に接触したものであります。

5の和解の要旨でございますが、この物損事故に関し、町と相手側の過失割合を8対2とし、町の過失割合分を損害賠償することで和解したものであります。

6の損害賠償額につきましては18万6,463円でございます。なお、この損害賠償額につきましては、町が加入しております保険により全額支払うこととなっております。

以上、公用車の事故による損害賠償の額及び和解の専決処分について、報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和３年第５回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前１０時３４分